

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 6 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症の拡大等による申告期限の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和 2 年 4 月 16 日（木）まで延長する旨の国税庁の告示があったところですが、本日、別紙のとおり国税庁より、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、期限内に申告することが困難な場合には、期限を区切らずに、4 月 17 日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける旨の発表がありましたのでお知らせします。

地方税における申告期限等の延長については、地方団体の長が判断して行うものですが、国税における取扱いを踏まえ、地方税においても納税者等からの申請により、申告期限等の延長について柔軟に対応するなど、引き続き適切に運営されるようご配慮願います。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

（連絡先）

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、沼田事務官

電 話：03－5253－5658

F A X：03－5253－5659

○地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（災害等による期限の延長）

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、次項の規定の適用がある場合を除き、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

2・3 （略）

○市（町・村）税条例（例）（昭和二十九年五月十四日自乙市発第二十号）

（災害等による期限の延長）

第十八条の二 （略）

2 （略）

3 市（町・村）長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第一項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については二月以内、特別徴収義務者については三十日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後すみやかに、その理由を記載した書面で行わなければならない。

5 市（町・村）長は、第三項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきまして、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。

各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておりません。

申告実績を見ると、自宅からの e-Tax による申告の増加などもあり、既に昨年の約9割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を抑えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出いただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax などの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

- ・ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（PDF/708KB）
- ・ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）まで延長されました（令和2年3月6日）
- ・ （4月17日以降に申告をされる方へ）4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします（PDF/101KB）（令和2年3月6日）
- ・ （振替納税をご利用の方へ）口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります（令和2年3月11日）

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関する F A Q

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

つきましては、その際の手続等を F A Q として取りまとめましたので、参考としてください。

目 次

- 問 1．どのような場合に個別延長が認められますか。
- 問 2．個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。
- 問 3．申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。
- 問 4．個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

問 1. どのような場合に個別延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症に感染した方はもとより、体調不良により外出を控えている方や、平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方、感染拡大により外出を控えている方など、新型コロナウイルス感染症の影響により、確定申告会場にお越しいただくことが困難な方や、申告書を作成することが困難な方については、個別に申告期限延長の取扱いをすることとしています。

問 2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な方は、4月16日（木）の申告期限にこだわらずに、来署することが可能となった時点、又は申告書を作成することが可能となった時点で申告してください。
- なお、振替納税の振替日については、所轄の税務署から個別に連絡させていただきます。

問 3. 申請や届出など、申告以外の手続きも個別延長の対象となりますか。

- 申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこととしております。

問 4. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか。

- 別途、申請書等を提出していただく必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」旨を付記していただくこととしております。
このため、4月17日（金）以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いします。
- この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

○ 申告書を書面で提出する場合の記載方法

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

税務署長 令和 年 月 日		令和 01 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B		F A 0 1 2 5	
住所 (又は 事業所 事務所 居所等)	〒	個人番号			
			フリガナ		
			氏 名		
	令和 年 月 日 の 住 所	性別 男 女	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名
		生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯	

第一表 (令和元)

【贈与税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

税務署長 令和 01 年 月 日提出		令和 01 年分贈与税の申告書 (兼贈与税の額 の計算明細書)		F D 4 7 2 8	
提出用 明納 大正 昭和 平成 令和	住所	フリガナ		整理番号	名簿
	氏 名	印		申告書提出 年 月 日	財産 目 コード
	個人番号 又は 法人番号			短期 処理	
	生 年 月 日	職業	出 国 年 月 日	訂 正	修正 枚数
			死亡年月日	注 記	

第一表 (令和元年分以降)

【消費税及び地方消費税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

第3-(1)号様式		G K 0 3 0 4	
令和 年 月 日	税務署長殿	一 連 番 号	
(受印)		翌年以降 送付不要	
納 税 地	(電話番号 - -)	※ 所 要 整理 番号	申告年月日 令和 年 月 日
(フリガナ) 名 称 又は屋号		申告区分 指導等 庁指定 局指定	
		通 信 日 付 印 確 認 印	

○ 確定申告書等作成コーナーを利用して e-Tax で提出する場合の入力方法

【所得税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

《P C 版画面》

The screenshot shows the '確定申告書作成コーナー' (Tax Return Preparation Corner) on a PC. The top navigation bar includes '国税庁 令和元年分 所得税' (Ministry of Finance, FY2019 Income Tax), '確定申告書作成コーナー' (Tax Return Preparation Corner), '中 ご利用ガイド' (Middle User Guide), 'よくある質問' (Frequently Asked Questions), and a search bar 'よくある質問を検索' (Search for frequently asked questions). The main header is '送信準備' (Preparation for Submission). Below it is a breadcrumb trail: 'トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了' (Top screen > Pre-submission preparation > Preparation of tax returns > Submission and printing of tax returns > End). A warning box states: 'e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前にこちらをご確認ください。利用可能時間外の場合、画面下の「入力データを一時保存する」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。' (e-Tax has a limited time for use, so please confirm this before submission. If outside the available time, please use the 'Save input data temporarily' button at the bottom of the screen to save the data and submit it within the available time.) Below this, a note mentions: '令和2年4月16日（木）の24時を過ぎて受信した令和元年分の所得税確定申告データは、確定申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。' (Data received after 24:00 on April 16, 2020 (Thursday) for the FY2019 income tax return is considered as submitted after the deadline, so please be careful.) The '特記事項' (Special Remarks) section asks '特記事項に関する入力がありますか？' (Do you have input related to special remarks?). There are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). Below this is a text input field with the placeholder '(全角200文字以内)' (Within 200 full-width characters) and the text '新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請' (Application for extension of filing and payment deadline due to COVID-19).

《スマホ専用画面》

The screenshot shows the '確定申告書作成コーナー' (Tax Return Preparation Corner) on a smartphone. The top bar includes '国税庁 確定申告書等作成コーナー' (Ministry of Finance, Tax Return Preparation Corner) and a 'メニュー' (Menu) icon. The main header is '送信準備' (Preparation for Submission). Below it is a dropdown menu 'e-Taxの利用可能時間について' (About e-Tax available time). The '利用者識別番号の確認' (Confirmation of User Identification Number) section displays the user's name '国税 太郎 様' (Ministry of Finance, Mr. Taro) and asks to confirm the user identification number. The number shown is '0000-0000-0000-0000'. The '特記事項' (Special Remarks) section has a note '* 全角200文字以内' (Within 200 full-width characters) and the text '新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請' (Application for extension of filing and payment deadline due to COVID-19).

【贈与税申告書の入力例】

「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

トップ画面

事前準備

申告書等の作成

申告書等の送信・印刷

終了

送信前の申告内容確認 > 送信準備 > 送信票兼送り書等印刷

マイナンバーカード

送信準備

e-Taxには利用可能時間がありますので、送信前にこちらをご確認ください。
利用可能時間外の場合、画面下の「入力データの一時保存」ボタンからデータの保存を行い、利用可能時間内に送信してください。

令和2年4月16日(木)の24時を過ぎて受信した令和元年年分の贈与税申告のデータは、申告期限後に提出されたものとなりますのでご注意ください。

特記事項(任意入力)

特記事項を入力してください。
[各欄全角50文字以内、合計全角200文字以内]

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

【消費税及び地方消費税申告書の入力例】

「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄の「建物名・号室」部分に、「(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)」と入力してください。

納税地・氏名等の入力

東日本大震災により避難されている方はこちらをご参照ください。

制限文字数を超える場合、省略可能な文字（マンション名等）は省略して入力して差し支えありません。

納税地情報

納税地 必須

住所 事業所等

事業所等の所在地を納税地とする場合には、届出が必要です。

住所又は事業所等 必須

郵便番号

XXX - XXXX

郵便番号から住所入力

都道府県

市区町村

郵便番号から検索できなかった方は、こちらから都道府県や市区町村を選択してください。

町名・番地

[都道府県市区町村と合計で28文字以内]（マンション名等省略可）

〇〇〇-×××

建物名・号室

[28文字以内]

(新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請)

【所得税申告書の e-Tax ソフトの入力例】

住 所 (〒3000 - 0000) 東京都千代田区霞が関3-1-1	
氏 名 国税 太郎	
整理番号	利用者識別番号
受付日時 令和 年 月 日 : :	受 付 番 号
税務署受付印	
税 理 士 等 氏 名 ・ 名 称 電 話 番 号	
税務署長	

令和 1 年分の申告書等送信票 (兼送付書)

送 信 (送 付) 書 類 名		提出区分			
申告書 (所得税及び課税特別所得税)	第一表・第二表 第三表 (分離課税用)	電子	提出書簡	イージス	郵送等
		☐	☐	☐	☐

課税関係書類	不動産登記簿謄本 (抄本) ・ 登記事項証明書 特例適用のための証明書等						
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請	
-------------------------	--

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

マイナンバーカードをICカードリーダーで読み取り、「マイナンバーカードの読み取り」を押した場合には、マイナンバーカードの情報(氏名・住所・生年月日・性別)が転記されますので、表示された内容に誤りがないかご確認ください。
なお、住所と納税地が異なる場合には、入力内容の訂正を行ってください。

マイナンバーカードの読み取り(R)

事業年度(至)(必須): 令和 年 月 日

課税期間(自)(必須): 平成 31 年 1 月 1 日

課税期間(至)(必須): 令和 1 年 12 月 31 日

氏名(カナ): コクゼイ タロウ

氏名(必須): 国税 太郎

納税地: 郵便番号: 100 - 0013

住所(カナ):

住所(必須): 東京都千代田区霞が関3-1-1(新型コロナウイルスによる申告・納税)

電話番号: - -

生年月日: 年 月 日

性別:

OK キャンセル ヘルプ(H)

【参考】「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載方法

税務署長 殿	記 載 例	令和__年__月__日
---	---	--

(〒 -)

申請者 住 所
 (所在地) _____
 (電話 - -)
 氏 名
 (名 称) _____

印

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自令和__年__月__日 の影響により
 至令和__年__月__日 の新型コロナウイルスにより被害を受けましたので、
 下記のとおり 申告、納付等の期限の延長を申請します。

「至」は申請書の提出日を記載してください。

各種会計ソフトを利用して e-Tax
 で提出する場合は修正不要です。

申 請 内 容			※
期限の種類	法 定 期 限	申 請 期 限	処 理
所得税及び復興特別所得税の申告及び納付	令和 2年 4月16日	令和 年 月 日	
消費税及び地方消費税の申告及び納付	令和 2年 4月16日	令和 年 月 日	
贈与税の申告及び納付	令和 2年 4月16日	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	

被災状況

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のや
 2 ※印の欄の記入は要しません。

「申請期限」欄の記載方法

申告書と同時に申請書を提出する場合は申告書の提出日を記載してください。

申請書のみを提出する場合は、期限延長の指定を受けようとする日を記載してください。

※ 決 議	署長	副署長	総務課長、統括官		日
				※ 通 知	令和 年 月 日 第 号・口頭・ ()